

# 第 20 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

## — 採点結果の講評 —

本模試では、本年 7 月に財務省より公告された「第 53 回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみますと、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等の 2 科目でそれぞれ満点の 60% 以上、通関実務で満点の 55% 以上）を満たした受験者は全体の 4.4%（3 科目受験者では 3.8%）で、昨年（第 52 回通関士試験）の合格率（14.6%）（3 科目受験者では 12.4%）と比較するとかなり低いものとなりました。本模試は、本試験 1.5 月前の能力ということを差し引いたとしても、やや難度が高かったようです。

なお、ケアレスミスが散見され、特に通関実務では、【記入上の注意】に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記しているにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も多く見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点できないケースがあるなど、自己採点とは異なる結果になった方もおられたのではないかと思います。本試験においては、マークシートの【記入上の注意】等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するよう心がけてください。正解を理解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは、非常に残念なことです。

また、択一式であるにもかかわらず解答を複数選択されている方や、複数肢選択式であるにもかかわらず解答を一つだけしか選択しておられなかった方も少なからずおられましたので、出題形式をしっかりと確認して解答するよう心がけてください。

本模試の判定は、あくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの 2 週間で悔いの残らないように頑張ってください、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

# Ⅰ 通関業法

## 【総体的事項】

### ■総評

通関業法全体の正解率は56%で、44%の方が合格基準に達していました。

### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は72%でした。本試験合格のためには、個々人のベースで80%程度の正解率は確保していただきたいと常々申し上げているところですが、あと一步の努力が望まれます。

### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は28%で、極めて低調な結果でした。個々人のベースでは40%程度の正解率は確保したいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多くおられたため、このような結果になったものと考えられます。

複数肢選択式の問題を克服するためには、正確な知識の習得以外に方法はありません。更なる努力を期待しています。

### ■択一式

択一式全体の正解率は42%で、複数肢選択式ほどではありませんが、かなり低調な結果でした。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

## 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

### ■語句選択式

#### 第1問（欠格事由） 正解率：76%

（イ－79% ロ－77% ハ－63% ニ－76% ホ－87%）

ほぼ満足すべき得点が得られていますが、通関業の許可の欠格事由は、当該許可の取消し、通関士の確認等の要件にもほぼ共通しており、極めて出題率の高いものであるという点を踏まえると、あと一步の努力が望まれます。

「ハ」に入れるべき語句について、「⑩停止」をかなり多くの方（18%）が選択していました。ここで選択すべき最も適切な語句は「⑤許可を取り消された者」です。

#### 第2問（通関業の許可の消滅及び許可の取消し） 正解率：81%

（イ－88% ロ－76% ハ－85% ニ－74% ホ－80%）

満足すべき得点が得られています。

通関業の許可の「消滅事由」と「取消原因」を明確に区別することは重要です。

#### 第3問（通関業者の記帳、届出、報告等） 正解率：74%

（イ－97% ロ－84% ハ－61% ニ－49% ホ－78%）

第2問には及びませんが、ほぼ満足すべき得点が得られています。「ニ」に入れるべき語句について、「③許可」をかなり多くの方（41%）が選択していました。ここで選択すべき最も適切な語句は「⑤作成」です。通関関係

書類の保存義務、特に保存期間に十分留意が必要です。

**第4問（通関士の資格の喪失等） 正解率：63%**

（イ－48%　ロ－72%　ハ－77%　ニ－73%　ホ－45%）

語句選択式の問題である点を踏まえると、満足すべき得点とは言い難い結果です。

「イ」に入れるべき語句について、「②3年」をかなり多くの方（47%）が選択していました。ここで選択すべき最も適切な語句は「①2年」です。また、「ホ」に入れるべき語句について、「④戒告処分」をかなり多くの方（45%）が選択していました。ここで選択すべき最も適切な語句は「⑩従業禁止処分」です。これらが満足すべき得点が得られなかった原因となりました。

通関士の「確認拒否事由」及び「資格喪失事由」はしっかり押さえておく必要がありますので、再確認をしておくことをお勧めします。

**第5問（罰則） 正解率：68%**

（イ－87%　ロ－68%　ハ－81%　ニ－36%　ホ－66%）

第4問と同様に、満足すべき得点とは言い難い結果となっています。これは「ニ」に入れるべき語句について「⑫代表者」を選択すべきところ、受験者の半数を超える方（56%）が「⑬役員」を選択したことによるものです。

通関業法における罰則のうち「両罰規定」は、やや難解な事項の一つですが、出題の確率が高い事項となっていますので通関業法第45条の精読をお勧めします。

**■複数肢選択式**

**第6問（通関業務及び関連業務） 正解率：18%**

正解率は18%と、極めて低調な結果でした。

正解は「2、5」です。「2」を正しい記述として選択することは、比較的容易であったようですが、「1」、「3」又は「4」の選択肢を正しい記述として選択した方がいずれも4割程度おられたことにより、低調な正解率となってしまいました。特に、「1」の関税に関する納税申告手続に併せて行われる「消費税及び地方消費税に関する納税申告手続」は、関税に関する法令に基づいて行われる手続ではありません（これらは、消費税法及び地方税法に基づいて行われる手続です。）ので、関連業務とされています。

**第7問（通関業の許可及び許可の申請） 正解率：30%**

正解率は30%と、極めて低調な結果でした。

正解は「3、5」ですが、「3、4、5」を正解とした方が19%もおられたことが正解率を低くした大きな要因です。通関業の許可申請書には、従業者の数を記載することとはされていません《通関業法第4条第1項第3号》ので、注意が必要です。

**第8問（更正に関する意見の聴取及び検査の通知） 正解率：27%**

正解率は27%と、極めて低調な結果でした。

正解は「1、3」です。「1」を正しい記述として選択することは比較的容易であったようですが、「4」の選択肢を正しい記述として選択した方が43%もおられたことが低い正解率になった要因です。通関業法第16条で規定されている「検査の通知」は、通関業者に対してするものであり、通関書類の内容を審査した通関士に対してすることとはされていませんので、注意してください。

#### 第9問（財務大臣による通関士の確認） 正解率：40%

正解率は40%と、低調な結果でした。

正解は「4、5」ですが、「2」を正しい記述として選択した方がかなりおられたことが低調な正解率の一因です。ちなみに「2、4」を正解とした方が11%、「2、4、5」を正解とした方が8%おられました。他の通関業者の通関士を自己の通関業務に通関士として従事させようとするときにおいても、財務大臣による確認は必要とされていますので注意が必要です。

#### 第10問（監督処分及び懲戒処分） 正解率：25%

正解率は25%と、極めて低調な結果でした。

正解は「2、3、5」ですが、「2」を正しい記述として選択できなかったことが低調な正解率となった一因です。ちなみに「3、5」を正解とした方が14%もおられました。通関業者が通関業法第18条（料金の掲示）の規定に違反したときも、同法第34条第1項第1号の規定に基づき、その通関業者に対して監督処分をすることができることとされています。

### ■択一式

#### 第11問（欠格事由） 正解率：17%

正解率は17%と、極めて低調な結果でした。

この問題は、正しい記述がない「0」が正解となります。「2」を正解とした方が33%、「3」を正解とした方が39%もおられたことが、極めて低調な正解率となった原因です。欠格事由については、通関業の許可の取消し、通関士の確認等の要件としても準用されている極めて重要な事項ですので、正確に押さえておく必要があります。

#### 第12問（営業所の新設及び許可の特例） 正解率：62%

正解率は62%で、目標の70%をクリアできず残念な結果でした。

正解は「2」ですが、正しい記述として「0」を選択した方が16%、「1」を選択した方が11%もおられたことが、正解率が伸びなかった一因です。経営の基礎については、通関業務を行う営業所の新設の許可に際して、改めて審査が行われることはありません。通関業法第8条第2項の規定をよく確認しておいてください。

#### 第13問（通関業の許可の消滅及び許可の取消し） 正解率：14%

正解率は14%と、極めて低調な結果でした。

この問題は、正しい記述がない「0」が正解となります。正しい記述として「1」を選択した方が23%、「2」を選択した方が22%、「3」を選択した方が20%もおられたことが、極めて低調な正解率となった原因です。

通関業者が、偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したとき及び法人である通関業者の役員が破産手続開始の決定を受けたときは、取消原因に該当します。したがって、これらの理由により取消しが行われない限り、通関業の許可が消滅することはありません。通関業の許可の「消滅事由」と「取消原因」の区別は、しっかり押さえておく必要があります。

#### 第14問（通関業の許可の承継） 正解率：32%

正解率は32%と、低調な結果でした。

この問題は、誤っている記述がない「0」が正解となります。誤っている記述として「1」を選択した方が11%、「3」を選択した方が27%、「4」を選択した方が14%、「5」を選択した方が11%もおられたことが低調な正

解率となった原因です。

通関業者が死亡し又は通関業者について合併若しくは分割等があった場合には、従来は通関業の許可は失効することとされていましたが、平成 28 年 4 月 1 日以降は相続人又は合併後の法人等が所定の手続をとることにより通関業の許可に基づく地位を承継することができることとされました。選択肢の「1」から「5」までは、それぞれの手続等を記述したものです。出題頻度の高い事項の一つですので、改めて確認しておくことをお勧めします。

#### 第 15 問（通関業の許可に係る変更等の届出） 正解率：43%

正解率は 43%と、低調な結果でした。

正解は「4」ですが、「3」を正しい記述として選択した方が 39%もおられたことが低調な結果になった一因です。貨物限定の条件を変更しようとするときは、通関業法第 12 条の規定による変更の届出ではなく、「許可条件の変更申請手続」が必要になります。同法第 12 条第 1 号において、同法第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更が除かれていることに留意が必要です。

#### 第 16 問（通関士の設置） 正解率：61%

正解率は 61%で、目標の 70%をクリアできず残念な結果でした。

正解は「2」ですが、「1」を正しい記述として選択した方が 12%もおられたことが、正解率が伸びなかった一因です。通関業法には、「財務大臣の承認を受けた場合に通関業務を行う営業所に通関士を置く必要がない」という規定はありませんので、注意してください。

#### 第 17 問（通関士の審査） 正解率：58%

正解率は 58%で、今一步の努力が必要と思われます。

正解は「3」ですが、「5」を正しい記述として選択した方が 15%もおられたことが、正解率が伸びなかった一因です。一般に、法令に基づく提出書類又は行政庁の処分について、法令上必要な要件を備えていない場合には、その書類又は処分は違法又は不適法なものとされ、その効力が問題となりますが、通関業法においては、これらの要件を備えていない通関書類又は更正若しくは検査に係る処分の効力に影響がない旨通関業法第 21 条で規定されていることに留意が必要です。

#### 第 18 問（通関業者又は通関士の義務） 正解率：32%

正解率は 32%と、かなり低調な結果でした。

正解は「4」ですが、正解率を上回る 47%の方が正しい記述がない「0」を選択していることが気になりました。通関業務の従業者は、通関業法第 20 条に規定する「信用失墜行為の禁止」の規制対象とはされていないので、「4」が正しい記述となります。

#### 第 19 問（通関業者の記帳、届出、報告等） 正解率：58%

正解率は 58%で、今一步の努力が必要と思われます。

正解は「5」ですが、「2」を正しい記述として選択した方が 14%もおられたことが、正解率が伸びなかった一因です。通関業者が作成し又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類を電磁的記録により作成し又は保存する場合の取扱いは、基本通達で規定されており、過去にも出題されていますので注意してください。

**第 20 問（罰則） 正解率：41%**

正解率は41%と、低調な結果でした。

正解は「1」ですが、正しい記述として「2」を選択した方が21%、「5」を選択した方が15%もおられたことが、若干気になりました。通関業法における罰則は、通関業者又は通関士による法令違反行為があった場合に、監督処分又は懲戒処分によっては、十分、その防止や取締りの効果が期待できないようなものについて設けられています。どのような行為が処罰の対象とされているかについても、確実に押さえておく必要があります。

## II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

### 【総体的事項】

#### ■総評

関税法等全体の正解率は50%であり、32%の方が合格基準に達していました。

#### ■語句選択式

語句選択式全体の正解率は67%でしたが、本試験合格のためには、個々人のベースで80%程度の正解率は確保したいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野の問題とも比較衡量しながら学習を進めるよう心がけましょう。

#### ■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は31%で、極めて低調でした。

複数肢選択式問題は、すべての正解肢を選択しなければ得点できないという難しい面はありますが、個々人のベースでは40%程度の正解率は確保したいところです。

この種の問題の正解率を高めるには、基本的な理解を必要としますので、焦らずにじっくりと問題に取り組むことが重要です。

#### ■択一式

択一式全体の正解率は45%で、択一式問題としては低調な結果となりました。個々人のベースでは70%程度の正解率は確保したいところです。

択一式の問題も、正解肢が「0」という問題もありますので、複数肢選択式と同様、基本的な理解が必要になってきます。基本をしっかりと押さえることが重要です。

### 【個別事項】

個別事項のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### 第1問（用語の定義） 正解率 85%

（イ－93% ロ－87% ハ－82% ニ－91% ホ－72%）

正解率は85%と、順調な結果となりました。

関税法の基本となる「定義」についての出題でしたが、多くの方が十分に理解されているところです。

1の「ロ」において「②外国の船舶」を選択された方が7%、「ハ」において「⑮領海」を選択された方が12%と目立ちました。1の記述の後段の「本邦の船舶により公海で採捕された水産物」の箇所は、記述の正誤を問う問題としても繰り返し出題される傾向にあります。公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含み、内国貨物となりますので留意してください。

3の「ホ」に入れるべき語句を「⑦税関空港」とすべきところ、「⑥国際空港」を選択された方が22%を占め、やや残念な正解率となりました。関税法の定義ですので正確に理解してください。

#### 第2問（輸出通関） 正解率：67%

（イ－61% ロ－75% ハ－71% ニ－52% ホ－76%）

3の特例輸出貨物に関する記述の「ニ」を除き、まずまずの正解率でしたが、語句選択式の問題は、比較的取

り組みやすい問題であり、正解を選択できなかった方は、根拠規定を再確認して理解を深めてください。

1の「イ」の選択肢で「②貨物が置かれている場所」を選択された方が32%と目立ちました。通常の輸出申告の手續に関する記述であり、確実に理解しておく必要があります。

3の「ニ」の選択肢で正解の「⑫申請」を選択された方が52%おられたのに対して、誤りの「⑭届出」を選択された方が40%を占めていました。「特例輸出貨物は輸出の許可を取り消すべき旨の申請をすることができる」と確実に理解してください。

### 第3問（課税物件の確定の時期） 正解率：57%

（イ－43% ロ－76% ハ－66% ニ－46% ホ－55%）

この問題は、関税法第4条に規定する関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量はどの時点での現況によるものかを問うもので、税法の中核的な分野で試験にも頻出します。

正解率は57%で、今一步の努力が望まれます。

正解率が最も低かったのは「イ」の43%でした。「イ」は「保税蔵置場に入れられた外国貨物で、必要な輸入（納税）申告を行うことなく輸入されたもの」の課税物件の確定の時期を問うものです。当該貨物は、保税蔵置場に置くことの承認を受けていませんし、必要な輸入申告もされていないので、課税原因が発生した国内引取りされた時、すなわち「輸入の時の現況」によることとなります（保税蔵置場に置くことの承認を受けていれば「置くことの承認を受けた時」に、承認を受けずに輸入申告がされていれば「輸入申告の時」に課税物件が確定することとなります。）。

### 第4問（関税の納期限及び納期限の延長） 正解率：58%

（イ－59% ロ－69% ハ－68% ニ－46% ホ－47%）

全体の正解率は58%で、これも今一步の努力が望まれるところです。

正解率が最も低かったのは「ニ」の46%でした。「ニ」は、納期限の延長を受けたい旨の申請書をいつまでに税関長に提出するのかを問うものです。正解の「⑩特定月の前月末日」を選んだ方が46%で、誤りで最も多かったのは「⑫特定月の末日」の37%でした。納期限の延長を受けたい旨の申請書は、特定月（個々の納税申告ごとの納期限を1月分まとめる特定の月）の前にする必要がありますので、その提出期限は「特定月の前月末日」とされていることを覚えておいてください。

### 第5問（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税） 正解率：70%

（イ－88% ロ－72% ハ－52% ニ－88% ホ－51%）

全体の正解率は70%とまずまずの結果でしたが、個別に見ますと、「イ」及び「ニ」がいずれも88%と高い正解率であったものの、「ハ」と「ホ」がそれぞれ52%、51%と低く、大きく足を引っ張りました。

「ロ」は「⑨承認」が正解ですが、「⑤確認」を選択された方が25%もあり、「ハ」は「⑫性質及び形状」が正解ですが、誤りの「⑩数量及び形状」、「⑪数量及び性質」を選択した方がそれぞれ19%おられました。「ホ」は「⑤確認」が正解ですが、「⑥許可」、「⑨承認」を選択した方がそれぞれ29%、18%おられ、半数近くの方が不正解となりました。

本設問は、関税暫定措置法第8条で規定されている減税制度に関する基本的な内容であり、この減税制度については出題頻度も高くなっていますので、制度の仕組みを正しく理解し、確認しておくことが重要です。



## ■複数肢選択式

### 第6問（関税の納税義務） 正解率：34%

この問題は、関税の納税義務に関する正しい記述を複数選ぶもので、正しい組合せの「2、3、5」を選択できた方は全体の34%と残念な結果といわざるを得ません。

選択の多かった順では、「2」が86%、「3」が66%、「5」が64%と上位となっていますが、誤りの「4」が38%、「1」が4%あり、全体の正解率を引き下げています。「4」については、関税法第13条の3に規定する通関業者の連帯（補完的）納税義務に関する記述ですが、このような場合は、通関業者は輸入者（納税義務者）と連帯して納税義務を負うのであり、輸入者に代わって納税義務を負うものではありません。通関業者の連帯（補完的）納税義務は、過去にも何度も出題されている重要なものですので、この機会にしっかりと覚えておきましょう。

### 第7問（定義） 正解率：45%

正しい記述は「4、5」でしたが、正解率は45%と低調でした。

正しい記述として「4」を選択された方が81%、同様に「5」を選択された方が83%を占めていましたが、一方で、誤っている記述の「1」を14%、「2」を24%、「3」を22%の方が正しい記述として選択されており、結果として低調な正解率となっています。定義は、関税法を理解する上で欠かせないものですので、解説を参照して理解を深める必要があります。

### 第8問（輸出通関） 正解率：57%

正しい記述は「2、5」ですが、正解率は57%でした。

正しい記述として「2」のみを選択された方が16%、同様に「5」のみを選択された方が4%と合計で20%を占めていました。複数肢選択式の問題ですので、2つ以上を選択する必要があることに留意してください。

また、「4」を正しい記述として選択された方が15%と目立ちました。輸出貨物に原産地が表示されていなくても輸出の許可を受けることができます。繰り返して出題される傾向にありますので、留意してください。

### 第9問（原産地表示） 正解率：49%

正しい記述は「1、2、4」ですが、正解率は49%と低調でした。

正しい記述である「1」を選択された方が84%、同様に「2」を77%、「4」を84%と高い選択率となっていますが、複数肢選択式の問題の難しさから、低調な正解率となりました。

また、正しい記述として「3」を選択された方が23%、同様に「5」を選択された方が14%を占めていました。解説を参照して、記述の誤っている箇所を明確にして理解を深める必要があります。

### 第10問（経済連携協定、WTO協定） 正解率：26%

正しい記述は「1、3、5」ですが、正解率は26%と極めて低調でした。

正しい記述として「1、3」を選択された方が4%、同様に「1、5」を13%、「3、5」を12%と合計で29%を占めており、残念な結果となりました。

また、正しい記述として「4」を選択された方が32%と目立ちました。締約国原産地証明書の提出時期に関する記述ですが、①輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受ける場合には「その申告又は審査後相当と認められる期間内に提出」、②輸入申告をする場合には「輸入申告の際」、③保税蔵置場に置くこと、保税工場に置くこと、総合保税地域に置くことの承認を受ける場合には「当該承認申請の際」となりますので、整理して理解してください。

### 第 11 問（特例輸入者） 正解率：17%

正解は、「2、4、5」ですが、正解率は17%と複数肢選択式の難しさが表れた結果となりました。

正しい記述として「2、4」を選択された方が8%、同様に「2、5」を21%、「4、5」を15%と合計で44%を占めており、あと一步の選択ができず、第10問と同様に残念な結果となりました。

また、正しい記述である「4」を選択された方が52%と意外に低く感じました。帳簿の保存期間は、輸入貨物関係では7年間、輸出貨物関係では5年間です。確実に理解しておく必要があります。

解説を参照し、根拠規定を再確認する等、一層の努力が必要です。

### 第 12 問（関税の軽減、免除又は払戻し） 正解率：12%

正解は、「1、3」ですが、正解率は12%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は、正解の「1、3」で12%、次いで誤りの「1、5」、「1、2、5」及び「1、3、5」がそれぞれ11%、9%及び8%と続きました。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「1」及び「3」を選択できた方はそれぞれ62%及び50%でしたが、誤りの「2」、「4」及び「5」を選択した方がそれぞれ45%、16%及び56%もおられ、また、複数肢選択式の設問であるにもかかわらず一つしか選択されず、択一式のような解答をしている方が8%もおられたため、このような惨澹たる結果となりました。これは、本設問の関税定率法で規定されている減免・戻し税制度について、曖昧な知識しかない方が多かつたためではないかと思われます。

この減税・戻し税制度に関する設問は、毎年出題されています。この減免・戻し税制度は、その数も多く、それぞれの減免・戻し税制度の適用要件、必要な手を整理し、的確に把握しておく必要があります。

「2」の再輸入貨物の無条件免税の適用を受けるために必要な当該貨物が本邦から輸出されたことの確認は、当該貨物の輸入申告の際に当該貨物の輸出許可書を提出することにより行われることが基本になっており、輸出の際の税関長による確認手続は求められていません。

「5」の違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税の規定による関税の払戻しの申請は、当該貨物の輸出申告の際に、輸出申告する税関長に対して行うことになっています。これは、輸出地の税関長によって輸出申告貨物が違約品等であることを容易に確認できますので、最も合理的なものと考えられます。

### 第 13 問（課税価格の決定の原則） 正解率：36%

正解は「3、5」で、「3」を選択した方は58%、「5」を選択した方は80%おられ、多くの方が「3」と「5」が正しい記述であることを理解していたものの、「1」を選択した方が39%程度おられたこともあり（「1、3、5」と解答した方は9%）、正解率は低いものとなりました。

誤った記述である「1」、「2」及び「4」の問題を含め、出題されたものは、課税価格についての基本的な事項ですので、しっかり復習して正しい知識を身に付けるようにしてください。

### 第 14 問（関税率表の類注） 正解率：30%

正しい記述は「2、5」ですが、正解率は30%と低調でした。

個別にみますと、正しい記述である「2」を選択した方は71%、「5」を選択した方は64%と、多くの方がそれぞれの選択肢に記述されている類注について理解されていると思われますが、「2」と「5」の両方を理解していた方は少なかったことから、正解率を30%にまで引き下げています。誤った記述の「1」を選択した方は20%、「3」を選択した方は27%、「4」を選択した方は32%でした。「4」を選択した方が3割強と多かつたのですが、電気加熱式の毛布は第85類から除かれ第63.01項に分類されます。なお、1つの選択肢のみを選択して解答した方が10%おられましたが、複数肢選択式の問題は、2つ又は3つの選択肢を選ぶ必要がありますので、注意する必要があります。

#### 第 15 問（外国為替及び外国貿易法の輸出規制） 正解率：5%

正解は「2、3、5」で、正解率は5%と惨澹たる結果となりました。

最多解答は、誤りの「3、5」で22%、次いで誤りの「4、5」、「3、4、5」、「2、5」及び「5」がそれぞれ21%、11%、6%及び6%と続き、6番目によりやく正解の「1、3、5」が選択され、正解率は5%でした。

「1」～「5」の選択状況をみますと、正解の「2」、「3」及び「5」を選択できた方はそれぞれ21%、52%及び84%で、誤りの「1」及び「4」を選択した方は13%及び47%、また、複数肢選択式であるにもかかわらず択一式のような解答をしている方が10%もおられたため、このような惨澹たる結果となりました。

「2」の一時的に入国して出国する者がワシントン条約該当物品を携帯輸出する場合は、基本的に輸出の承認の特例除外とされていますが、本人が入国する際に本人が携帯（別送）し税関に申告して輸入したワシントン条約該当物品を携帯して再輸出するものについては、経済産業大臣の告示により特例が適用できます。これは、単に本人が外国から持ち込んだものを再輸出するだけですので、規制する必要がないという常識的な判断ができれば正解にたどり着くことができます。このような常識的な判断も大切です。

「3」の輸出の許可及び輸出の承認の有効期間を延長する経済産業大臣の権限については、税関長に権限委任されている輸出の承認の有効期間だけでなく、経済産業大臣が行った輸出の許可又は承認の有効期間についても、その期間を延長する権限は税関長に委任されていることに留意しましょう。

「4」の輸出の承認を受けないで貨物を輸出した者に対して、経済産業大臣は行政制裁として輸出の禁止を行うことができますが、3年以内の期間を限り輸出を行うことを禁止できる場合は、閣議決定対応措置違反者（＝北朝鮮向け違反者）に対してだけでなく、それ以外の違反者に対しては、1年以内の期間を限り輸出の禁止を行うことができるという違いがあることに留意しておく必要があります。

#### ■ 択一式

#### 第 16 問（関税の修正申告、更正の請求、更正及び決定） 正解率 40%

正しい記述を1つ（又は「0」を）選ぶ択一式の問題ですが、正しい記述の「5」を選択した方は40%と、低調でした。

個別にみますと、正しい記述の「5」を選択した方が40%で一番多かったのですが、「4」を選択した方が28%、「1」を選択した方が10%、「2」及び「3」を選択した方がそれぞれ8%程度あり、全体の正解率を引き下げています。

誤りで最も多かった「4」は、税関長が更正又は決定をした後にその更正又は決定をした税額が過大又は過少であることを知ったときは、税関長は再度の調査により、当該更正又は決定に係る税額を更正（「税額を変更する決定」ではありません。）します。関税法第7条の16各項に規定する更正及び決定の意義について、正しく理解してください。

#### 第 17 問（関税の確定） 正解率 31%

これも正しい記述を1つ（又は「0」を）選ぶ択一式の問題ですが、正しい記述の「4」を選択した方は31%と予想外に低調でした。「4」については、過少申告加算税等の加算税は、税関長の処分により税額が確定する賦課課税方式が適用されますので、修正申告の際に過少申告加算税が課されることになったとしても、その過少申告加算税については納税申告をする必要はありません。

個別にみますと、「4」の31%が最も多かったのですが、「2」が25%、「0」が18%、「5」が11%、「3」が10%と誤りの選択がかなり分散していて、この分野の理解が不十分であることを示しています。税法の基本的な分野で試験にも頻出しますので、関税の確定方式（申告納税方式と賦課課税方式）に係る部分のテキスト等をし

っかりと読み込んで、理解を確実にしてください。

#### 第 18 問（関税の納付及び徴収） 正解率 42%

正しい記述の「5」を選択した方は42%と最も多かったのですが、全体としては低調な結果といわざるを得ません。

個別にみますと、誤りの「1」及び「3」を選択した方がそれぞれ20%程度おられ、「2」も7%、「4」及び「0」もそれぞれ6%程度と全体に分散していて、この分野の理解が不十分であることを示しています。「1」の輸入の許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、当該更正通知書が発せられた日（「当該更正通知書の送達を受けた日」ではありません。）の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければなりません。「3」の他の税関長への徴収の引継ぎは可能ですが、その徴収が引き継がれたことを納税義務者に通知するのは、引継ぎを受けた税関長（「輸入貨物の輸入地を所轄する税関長」ではありません。）となります。

#### 第 19 問（輸出通関） 正解率：56%

誤っている記述を選択する問題で、正解は「4」でしたが、正解率は56%でした。

誤っている記述の「4」は、特定輸出者の帳簿の保存期間に関する記述で、その保存期間は5年間です。第11問の4（特例輸入者の帳簿の保存期間：7年間）の選択率も52%と概ね半数程度の方しか理解されていない状況です。輸出貨物と輸入貨物を区別して正確に理解することが求められます。

誤っている記述がない「0」を選択された方が14%、また、「2」を誤っている記述として選択された方が14%と目立ちました。正解を選択できなかった方は、解説を参照し、記述の正誤を明確にして理解を深めてください。

#### 第 20 問（輸入通関） 正解率：37%

正しい記述は「3」でしたが、正解率は37%と低調でした。

正しい記述として「5」を選択された方が29%を占め、低調な正解率となっています。「5」は関税法第70条（証明及び確認）における関税関係法令以外の法令（他の法令）による輸入規制の解除の証明及び確認の時期に関する記述ですが、他の法令の規定により許可、承認等を必要とする貨物については「輸入（又は輸出）申告の際」、また、検査又は条件の具備を必要とする貨物については「検査その他輸入（又は輸出）申告に係る税関の審査の際」と明確に規定されています。繰り返し出題される傾向の問題です。同法第70条の規定を精読してください。

#### 第 21 問（保税制度） 正解率：63%

正しい記述は「4」でしたが、正解率63%とまずまずの結果でした。

正しい記述として「1」を選択された方が4%、同様に「2」を9%、「3」を6%、「5」を13%と誤りが散見されました。いずれも誤っている箇所のある記述となっています。解説を参照し、誤っている箇所を明確にして理解を深めてください。

#### 第 22 問（認定通関業者） 正解率：76%

誤っている記述を選択する問題で、正解は「3」でしたが、正解率は76%とまずまずの成績でした。

正しい記述である「1」を誤っている記述として選択された方が5%、同様に「2」を6%、「4」を7%、「5」を4%と誤りが散見されました。認定通関業者の認定に関する取扱いを再確認しておく必要があります。

**第 23 問（輸入してはならない貨物） 正解率：43%**

正しい記述は「4」ですが、正解率は43%と低調な結果でした。

これは「2」を正しい記述として選択した方が19%、「3」を正しい記述として選択した方が14%もおられたことが、低調な正解率となった一因です。

知的財産権侵害物品等の認定手続を執ろうとする場合には、当該貨物に係る特許権者等及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、「当該貨物について認定手続を執る旨」及び「当該貨物が知的財産権侵害物品等に該当するか否かについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨」等を通知しなければならないこととされています。したがって、この意見を述べる機会は、認定手続に先立って、あらかじめ与えなければならないものではありません。

また、回路配置利用権については、輸入差止申立手続に関する規定は設けられていませんので、当該権利者は、税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることはできません。

**第 24 問（不服申立て） 正解率：53%**

正しい記述の「5」を選択した方は53%で、今一步の努力が望まれます。

正しい記述として「2」を選択した方が14%、正しい記述がない「0」を選択した方が11%もおられたことが、今一步の正解率となった一因です。

「再調査の請求」及び「審査請求」ができる期間については、いずれも処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内とされていますが、「2」の記述は、すでに再調査の請求をしていることから、審査請求ができる期間が短縮され、当該再調査の請求についての税関長の決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内とされていますので、誤った記述となります。

**第 25 問（罰則） 正解率：43%**

正しい記述は「2」ですが、正解率は43%と低調な結果でした。

これは正しい記述として「3」を選択した方が35%、「5」を選択した方が12%もおられたことが低調な正解率となった一因です。

関税法においては、重大な過失により処罰される罪は限定されていますので、注意が必要です。また、関税法第110条又は第111条の犯罪に係る貨物であって没収されるものは、輸入制限貨物等（酒類、製造たばこ、国の専売品、非自由化品目）に限られています。

「金の地金」は、輸入制限貨物等には該当しないため、関税法第111条第1項第1号の規定により処罰された場合であっても没収されることはありませんので、「5」は誤りの記述となります。

**第 26 問（特惠関税制度） 正解率：62%**

特惠関税制度全般に関して正しい記述を一つ選択する問題ですが、正しい記述の「3」を選択した方は62%おられましたので、まずまずの結果といえます。

誤りで多かったのは、「4」及び「5」がいずれも12%、「1」が6%でした。「4」は、報復関税は通常の実行税率に加えて課されるものであり、報復関税が課されたからといって特惠関税の適用は停止されません。また「5」は、原産地証明書は原則としてその証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸出者（「輸入の際に、当該物品の輸入者」ではありません。）の申告に基づき、原産地の税関等が発給することとされています。

**第 27 問（課税価格の決定の原則） 正解率 36%**

正解は「0」ですが、「1」を選択した方が22%、「3」を選択した方が16%おられたこともあり、正解率は低いものとなりました。

「1」については、特許権等の対価は、「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入取引をするために支払われる」ものが加算されるということを理解していれば、誤ることはなかったのではないかと考えられます。また、「3」については、本邦の輸入港までの運送に関連する費用は、その負担者にかかわらず加算されるということを理解していれば、輸送の対価が課税価格に算入されないということはありませんということに気付いたはずで

す。  
通関士試験の学習においては、覚える必要がある事項も多々ありますが、なるべく、応用力がつくような学習を心がけてください。

#### 第 28 問（関税暫定措置法に規定する関税の減免税制度） 正解率：30%

正解は「4」で、正解率は30%と低水準にとどまりました。

本設問は、「記述の誤ったものを一つ選びなさい」という出題形式になっていますが、誤った記述は「4」のみで、その他はすべて正しい記述です。

最多解答は誤った記述の「4」で、正解率は30%にとどまり、正しい記述の「2」、「5」及び「3」がそれぞれ18%、17%及び16%と続き、正解なし（＝間違った記述なし）とした「0」も10%もあり、大勢の方が誤りの解答に分散し、結果として低水準の結果となりました。

このような結果になったのは、関税暫定措置法上の減免税制度についての適用要件及び手続について、曖昧な知識に基づき解答をしたためではないかと考えられます。特に、同法第8条第1項の加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度に関しては、出題頻度が高いので、その適用要件及び手続について整理し、確実に覚えておく必要があります。

「1」、「2」、「3」及び「5」はいずれも正しい記述ですので、その内容はしっかり覚えておきましょう。

「4」の軽減税率の適用を受けた物品については、その輸入の許可を受けた日から2年以内の用途外使用が禁止されていますので、勝手に用途外使用をすれば罰則の適用があり、やむを得ない理由があっても用途外使用をせざるを得ないときは、税関長の承認を受ける必要があります。そして、この税関長の承認の有無にかかわらず、用途外使用をした場合には軽減された関税が徴収されることはしっかり覚えておきましょう。

#### 第 29 問（外国為替及び外国貿易法の輸入規制） 正解率：19%

正解は「4」で、正解率は19%と極めて低水準にとどまりました。

最多解答は誤りの「2」で34%、同じく「5」及び「3」がそれぞれ19%及び14%と大勢の方が誤りの解答に分散し、正解の「4」を選択された方は19%にとどまりました。これは、外国為替及び外国貿易法の輸入規制について曖昧な知識を持たれた方が大勢いたためと考えられます。

外国為替及び外国貿易法の輸入規制については、毎年必ず出題されますので、輸入承認の対象品目の概要を把握し、特に、輸入割当て及び輸入の承認の特例の内容（特例及びその除外規定）を整理、理解しておくことが不可欠で、権限、手続についても整理して正しく覚える必要があります。

「2」のワシントン条約該当物品は、基本的に輸入の承認の特例除外貨物とされていますが、本邦から輸出されたものが無償で本邦に再輸入されるものについては、特例除外貨物から除外されていますので特例が適用できます。これは、本邦から輸出された動植物等が単に再輸入されるだけの取引については、当該動植物等を絶滅させる懸念が生じないため、輸入を規制する必要がないと考えられるからです。

「3」の仮に陸揚げしようとする貨物は、本邦に輸入されるわけではありませんので、輸入割当品目であっても輸入の承認を要する貨物であっても、必ず特例が適用できることは、常識として覚えておきましょう。ただし、当該仮陸揚げ貨物を国内に輸入しようとする場合には、当然、通常の輸入規制の対象となりますので注意が必要です。

「4」の経済産業大臣以外の政府機関が経済産業大臣の定める貨物を輸入する場合記述については、輸入貿易

管理令第19条第1号の規定に沿った正しい内容となっていますので、しっかり押さえておきましょう。

「5」の輸入の承認の有効期間の延長に関する経済産業大臣の権限については、経済産業大臣が行った輸入の承認の有効期間であっても、その延長する権限は税関長に委任されていることはしっかり覚えておきましょう。

### 第30問（NACCS法） 正解率：52%

正しい記述は「5」で、正解率52%とやや低調でした。

正しい記述として「1」を選択された方が13%、同様に「2」が12%、「4」が21%を占めていました。

「1」は電子情報処理組織の定義に関する記述ですが、「輸出入・港湾関連情報処理センター<sup>(株)</sup>の使用に係る電子計算機（ホストコンピューター）」、「税関その他の関係行政機関の使用に係る電子計算機」及び「輸出入等関連業務を行う者（通関業者等）の使用に係る電子計算機」とを電気通信回線で接続したものです。

「2」は電子情報処理組織を使用して行うことができる輸出入等関連業務（税関、他省庁に対する手続等）に関する記述ですが、現在はほとんどの手続等を行うことができ、電子情報処理組織を使用して行うことができない手続は、通関業の許可申請及び通関業務を行う営業所の新設の許可申請、税関長の処分に対する再調査の請求及び審査請求等となっています。

「4」は処分通知等（輸入申告に対する許可の通知）のみなし到達に関する記述ですが、その到達時期は、処分を受ける者（輸入申告をした者）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時となります。輸入申告、その他申請等のみなし到達と対比した理解も必要です。

NACCS法に関する問題は、本試験に毎回出題される傾向にあります。NACCS法と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（情報通信技術利用法）とを関連付け、理解を深めてください。

### III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

#### 【総体的事項】

通関実務全体の正解率は20%で、4%の方が合格基準に達していました。

#### ■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は18%でした。

輸出申告及び輸入（納税）申告のいずれも低い正解率でした。残された時間はわずかですが、過去問をできるだけ多く解いてみるなど、鍛錬に心がけてください。

- ① 輸出申告 34%
- ② 輸入(納税)申告 12%

#### ■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は24%で、申告書全体の正解率と比較すると6%高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式及び択一式それぞれの正解率をみると以下のとおりであり、更なる努力が必要です。特に、計算式では、基本的な計算方法を出題したにもかかわらず、正解率は15%と極めて低かったのは気になります。焦らずに、基礎知識をしっかりと身に付けてください。

複数肢選択式	21%
計算式	15%
択一式	36%

#### 【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

#### ■申告書の作成

輸出申告書及び輸入（納税）申告書の作問では、通関手続の学習要件とともに標準的な貿易ルール（インコタームズ）の契約条件を付した出題としています。今回の設問は、輸出は「CPT NEW YORK」、輸入は「FCA BANGKOK」としていますので、契約条件に沿った申告価格（又は課税価格）の算出に当たっては、算入する費用と算入しない費用などが、各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る分類（クリスピーブレッド、その他の履物等）、少額貨物の処理などをしっかりと理解しているかの確認を目的として出題しましたが、輸出・輸入ともに正解率が低く、未記入も多いことから、もう一段の理解度の向上が望まれます。

#### 第1問 輸出申告（肉又は野菜の調製品） 正解率：34%

今回の出題は、身近な総菜などの肉と野菜の調製品を多種類掲げて、品目分類とCPT契約条件による費用の算入（加算）・不算入（控除）を考慮した少額貨物を選定するための申告価格の算出方法を中心に出題しましたが、品目が多かったためか十分に検討する余裕がなかったものと思われ、これまでの成績と比べるとかなり低い正解率となりました。特に、品目分類において、部、類の注、項又は号の規定を見誤ったケースが目立ちました。第1欄(a)では、サンドイッチセットについて、サンドイッチのうちパン71%を主体として第19類とした誤りが多く見受けられ、第3欄(c)では、クリスピーブレッドに関する掲名品目を見落としてその他に分類し、入力も第2欄(b)と順番が逆になったことにより、相互で正解率を大幅に引き下げてしまいました。また、第1欄(a)では、「詰物をしたもの」かどうかの判断で第16類と第19類の規定によらない分類とした誤りがありました。なお、少額貨物（2品目）の統計品目番号10桁目「X」の選択肢番号の入力が登録画面の第1欄から第4欄まで



にも行われていることは、特異なことと思います。

次の集計結果（(a)～(e)）とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にして下さい。

(a) 登録画面の第1欄 (a) : 30%      (d) 登録画面の第4欄 (d) : 20%

(b) 登録画面の第2欄 (b) : 21%      (e) 登録画面の第5欄 (e) : 59%

(c) 登録画面の第3欄 (c) : 42%

**第1欄 (a) :**「ビーフサンドイッチセット」について、関税率表の解釈に関する通則（以下、単に「通則」という。）

3 (b) の規定を適用していないケースが 15%ありました。また、「スパゲッティミートソース」については、第2欄 (b) のパスタに分類したケースが 13%、また、パスタの調製品としてビーフの存在を考慮しなかったケースが 9%あるなど、調製品とそれ以外の区分に注意を要します。

また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（27%）や未記入（4%）のものがあり、更に、正解率を引き下げました。

**第2欄 (b) :** 本欄については、申告価格が僅差でないにもかかわらず第3欄 (c) のクリスピーブレッドが入力され、39%の誤りとなっています。また、「しゅうまい」と「餃子」を詰物をしたパスタでないものに分類したものが 11%、牛肉調製品に分類したものが 5%あり、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（22%）や未記入のもの（5%）がありました。

**第3欄 (c) :**「クリスピーブレッド」については、第 19.05 項の号に掲名のある品目ですが、同項の他の号へ分類したものが 15%、肉の調製品へ分類したものが 17%あり、これは他の欄への入力順の誤りによるものと思われる。なお、正解の選択肢番号が他の欄へ入力（45%）されているもののうち、特に第2欄 (b) への入力が 39%あるほか、未記入 6%あり、これらにより正解率を大きく引き下げました。

**第4欄 (d) :**「ランチボックス」については、肉や野菜などを混ぜ込んでご飯を炊いた弁当であることから、一体として分類を検討することになるため、第 16 部注により豚肉調製品へ分類すべきところ、その他の肉へ 19%、パスタへ 28%、パンなどへ 10%、野菜調製品へ 17%として分類したことが、正解率を引き下げており、更なる学習が望まれます。また、他の欄へ入力したもの（10%）と未記入のもの（7%）がありました。これからは、注の規定の確認をしっかりと行うことが肝心です。

**第5欄 (e) :** 少額貨物の 2 品目のうち、「ポテトチップ」を代表品目とすべきところ、他の統計品目番号へ分類（15%）した選定ミスなどがありました。また、正解の選択肢番号を他の欄へ入力したもの（2%）、未記入のもの（5%）もあり、これらにより正解率が引き下げられました。

なお、統計品目番号の 10 桁目が「X」となっている選択肢を第1欄から第4欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の注意点として、品目分類において、通則をはじめ、部、類の注の「規定」を見極めることにより、注意深く解答をすることと、未記入が各欄とも 4%～7%程度ありましたので、学習結果を確かめるためにも、すべての解答欄に入力することが望まれます。

## 第2問 輸入（納税）申告書（履物） 正解率：12%

輸入の解答に関しては、履物の複雑な分類のポイントをマスターしておくことが重要です。まず、履物の構成材料を把握すること、この場合に、木製、紙製又は毛皮製かどうか、次に、これに加えて、スポーツ用のものか、体操用等のものかなど、別冊の実行関税率表（抜すい）を細かく確認して所属を決定する必要があります。

なお、問題文の「記」から、加算費用かどうかを判断するとともに、タイ王国との EPA に基づく税率が適用となるかどうかという点に注意が必要です。

品目分類の正解率は 23%でした。誤りの主な原因は、第2欄 (b) 以降においては、構成材料の判断の相違、スポーツ用のものかどうか等の確認ミス、分類誤りに基づく申告価格の計算誤りによる入力順の相違、品目番号 10 桁目に関して NACCS 用品目コード表による変換をしていない誤りがみられ、また、第4欄及び第5欄では、

「X」と「E」の入力順番を誤り、更に、少額合算した品目について代表品目の選定ミスなどであり、これらにより低い正解率となりました。

申告価格の正解率は6.4%と低調な成績でした。誤りの主な原因は、FCA取引条件においては、課税価格に算入すべき費用を選択することが多かったために誤りが多く、また、算入すべき費用を各欄へ按分するに当たり、すべての品目に按分される費用と個別品目のみに按分される費用の振り分けの判断と計算に時間を要したと思われ、更に、入力欄(マークシート)への入力において、全欄にわたって、他の欄へ入力されているケース(0.3%~2.4%)が見られたこともあり、全体的に大きく正解率を引き下げる結果となりました。

本設問では、

(1) 品目分類の正解率 23%

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (a) 登録画面の第1欄 : 52% | (d) 登録画面の第4欄 : 15% |
| (b) 登録画面の第2欄 : 16% | (e) 登録画面の第5欄 : 21% |
| (c) 登録画面の第3欄 : 13% |                    |

(2) 申告価格(課税価格)の正解率 6.4%

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (f) 登録画面の第1欄 : 8.2% | (i) 登録画面の第4欄 : 4.5% |
| (g) 登録画面の第2欄 : 5.7% | (j) 登録画面の第5欄 : 4.9% |
| (h) 登録画面の第3欄 : 8.8% |                     |

なお、「解答と解説」P.3に掲載している第2欄(g)の正解の記載に誤りがございました。以下のとおり訂正してお詫びいたします。

(正) 00564688

(誤) 0054688

▽ 品目分類((a)~(e))においては、正解率が13%~52%と全般的に低い状況となっています。相当の頑張りを必要とする正解率でした。

正解率を更に向上させるためには、次の点に注意する必要があります。

**第1欄(a) :**「サンダル」と「スリッパ」は、52%の正解率で合格点より若干低くなっていますが、この品目の場合には、本底の構成材料(木製、紙製)から、直ちに分類判断が可能であることの視点が必要です。その他、第2欄(b)に入力したものの(9%)、正解の選択肢番号を他の欄に入力したものの(15%)、未記入のもの(12%)などもありました。

**第2欄(b) :**「乗馬用ブーツ」の正解率は16%と、かなり低いものでした。上記と同様その他の履物へ分類したものが9%、短靴へ分類したものが9%、10桁目を†(オベリスク)のままとしたものが22%、甲の材質を織物としたものが7%あり、大きく成績を引き下げたほか、他の欄へ入力したものの(29%)、未記入のもの(15%)も多くありました。

**第3欄(c) :**「トレーニングシューズ(短靴)」について、甲が織物製のものとして分類したものが13%、甲が革製のものとして分類したものが11%、その他の履物へ分類したものが12%、また、10桁目を†(オベリスク)のままとしたものが17%あり、低い正解率となりました。また、他の欄へ入力したものの(16%、うち第2欄としたものが9%と最も多い)、未記入のもの(18%)がありました。

**第4欄(d) :**少額貨物の有税2品目(10桁目が「X」)「サイクリングシューズ」及び「サンダル」のうち、代表品目を「サイクリングシューズ」とすべきところ、他の品目番号としたケースが10%、第5欄に入力したケースが15%ありました。なお、他の欄へ入力したものの(4%)、未記入のもの(17%)があり、成績を大幅に低くしています。

なお、「X」の付いた選択肢番号のものを第1欄~第3欄又は第5欄に入力(4%)していることについては注目事項です。

**第5欄(e) :**少額貨物の無税品目「キャンバスシューズ」を単独(10桁目が「E」)で入力すべきところ、「X」

が付された品目が34%も入力されており、正解率を大きく引き下げる結果となりました。問題文記3及び4の再読が望まれます。また、未記入のもの(15%)もあり、更に、「E」の付いた選択肢番号のものを第1欄～第4欄に入力(3%)していることについても、上記第4欄と同じく注目事項です。

▽ 申告価格((f)～(j))は、全般に正解率が4.5%～8.8%と極端に低い状況となっています。この大きな要因は、複雑な計算が影響したこと、未解答が41%～48%を占めたことです。

本設問の集計結果を精査しますと、主要な誤りは、各欄ともに以下の内容で相似しています。

**第1欄(f)：**申告価格の計算において、FCA 価格に対して、加算すべきものが加算されているかどうかについて集計データから判明する限りでは、加算費用なしとしたもの0.3%、運賃並びにターミナル諸費用及び積込料のみを加算したもの2%、デザイン料を加算したもの0.4%、スリッパの加算費用なしとしたもの2%、スリッパのみ加算ありとしたもの5%(第2欄に重複2%)、また、入力を第2欄としたものが0.1%ありました。特に大きな成績の低下の原因は、未解答が41%を占めていることです。

**第2欄(g)：**上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたもの(なお、第3欄へは0.2%、第4欄へは1.2%など)、個別費用の加算なしとしたもの(なお、第3欄へ1.1%など)、運賃並びにターミナル諸費用及び積込料のみを加算したもの(なお、第3欄へは0.7%などの重複ケースあり)、デザイン料を加算したもの(なお、第3欄に0.1%あり)がそれぞれごく少数見受けられ、また、入力を第3欄としたものが2.0%、第4欄としたものが0.3%もありました。特に大きな成績の低下の原因は、未解答が44%を占めていることです。

**第3欄(h)：**上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたもの1.4%(なお、第4欄へは0.9%など重複あり)、運賃並びにターミナル諸費用及び積込料のみを加算したもの2.0%(なお、第4欄へは0.8%など重複)、デザイン料を加算したもの0.3%(なお、第4欄に0.2%あり)、また、入力を第4欄としたものが2.4%、第5欄としたものが0.1%もありました。特に大きな成績の低下の原因は、未解答が46%を占めていることです。

**第4欄(i)：**上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたもの0.2%、運賃並びにターミナル諸費用及び積込料のみを加算したもの1.0%、デザイン料を加算したもの0.1%、また、入力を第5欄としたものが0.3%もありました。特に大きな成績の低下の原因は、未解答が48%を占めていることです。

**第5欄(j)：**上記と同じく、集計データからは、加算費用なしとしたもの0.9%、運賃並びにターミナル諸費用及び積込料のみを加算したもの2.0%、デザイン料を加算したもの0.2%、また、入力を第4欄としたものが0.3%もありました。特に大きな成績の低下の原因は、未解答が48%を占めていることです。

以上のように、「未解答」が大きな成績低下の原因を占めていますが、学習結果を確かめるためにも、すべての解答欄に入力できるようポイントを把握するとともに、最終時点で、入力欄(マークシート)への入力において、全欄にわたって、他の欄へ入力されているケースが見られたことにも注意が必要です。

上記のような低い正解率となりましたが、申告価格の計算方法は、これまでの過去問や「ゼロからの申告書」を繰り返し解いて納得がいくまで練習することが望まれます。課税価格の計算の手順・方法などは、既に輸入申告書作成問題の事例が数多くありますので、新たな方法で計算をしなければならないものは多くはありません。再度、過去問をおさらいしていただくとともに、本設問についても、再度「解答と解説」を熟読して十分に理解してください。

### 第3問(過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税) 正解率：28%

正しい記述の組合せの「1、4」を選択した方は全体の28%にとどまり、かなりの低率となりました。

個別にみますと、「4」を選択した方が79%、「1」を選択した方が57%と正しい記述が最も多く選択されているのですが、誤りの記述の「3」を選択した方が48%とかなりの高率で、「5」を選択した方が16%、「2」を

選択した方が9%と続き、全体の正解率を引き下げています。特に、「3」を選択した方が48%と高率であったのは残念でした。そもそも加算税制度は、申告納税制度固有のものであり、賦課課税方式が適用される携帯品等の関税には適用されません。この点は、しっかりと覚えておいてください。

誤りの組合せで最も多かったのは「1、3、4」で18%、「3、4」で16%あり、いずれも「3」が絡んだ誤りでした。

#### 第4問（関税率表の所属の決定） 正解率：12%

正しい記述は「2、3、5」ですが、正解率は12%と極めて低調でした。

個別にみますと、正しい記述の「2」を選択された方は71%、「3」を選択された方は61%と多かったのですが、「5」を選択された方は39%にとどまりました。一方、誤った記述の「1」を選択された方は41%もおられました。本設問は、複数肢選択式のため「2」及び「3」のみを選択された方が17%、「2」及び「5」のみを選択された方が6%、「3」及び「5」のみを選択された方が4%おられる等誤った組合せによる回答が分散し、結果として正解率を12%にまで引き下げることになってしまいました。

「1」のプロパンは、化学的に単一の有機化合物であっても第29類から除かれ、第27類（第27.11項）に分類されます。また、「4」を選択された方が22%おられましたが、プラスチック製のスーツケースは、第39類から除かれ、第42類（第42.02項）に分類されます。

#### 第5問（輸出通関） 正解率：7%

正しい記述は「1、2、5」でしたが、正解率は7%と大変残念な結果となりました。

正しい記述として「1」を選択された方が47%、同様に「5」が43%と半数にも及びませんでした。

一方で、誤っている記述の「4」を正しい記述として選択された方が58%を占めていました。「4」は通関手帳により一時輸入された物品の再輸出期間に関する記述で、その再輸出期間は当該通関手帳の有効期限内となります。再輸出免税適用貨物の再輸出期間や締約国原産地証明書の有効期限等、多くの場合、「1年」が基本となっていますが、混同しないように留意してください。

また、正しい記述の「2」を選択された方が71%、誤っている記述の「3」を正しい記述として選択された方が12%と各記述に分散されて選択されており、複数肢選択式の難しさが極端に表れた結果となりました。いずれの選択肢も、本試験に繰り返し出題される傾向にあります。解説を参照して、関係法令の条文を再確認し、理解を深める必要があります。

#### 第6問（輸入通関） 正解率：29%

正しい記述は「3、4」でしたが、正解率は29%と極めて低調でした。

正しい記述の「3」を選択された方が82%を占めていましたが、「4」を選択された方が45%と半数を満たしていませんでした。「4」の記述に関しては、関税法第74条（輸入を許可された貨物とみなすもの）の規定を再確認し、他の同様な取扱いの貨物と関連付けて理解を深めてください。

また、誤っている記述の「1」を正しい記述として選択された方が18%、同様に「2」が20%、「5」が28%と、各記述に分散されて選択されています。第5問と同様に、いずれの選択肢も本試験に繰り返し出題される傾向にあります。解説を参照して、関係法令の条文を再確認し、理解を深める必要があります。

#### 第7問（経済連携協定に基づく原産地規則） 正解率：30%

この経済連携協定に基づく原産地規則に関する問題は、昨年の通関士試験に初めて出題された傾向のものでしたので、やや戸惑われた方もおられたかもしれません。

正しい記述は「1、2、4」で、正解率は30%と低調でした。

個別にみますと、正しい記述の「2」を選択できた方は86%と評価できますが、同じく「1」及び「4」を選択できた方はいずれも49%と半数を下回りました。複数肢選択式の問題で、正解肢をすべて選択しなければ正解が得られないということもあって、低調な結果となりました。

えび調製品（第16.05項）の品目別原産地規則は、「第16.05項の産品への他の類からの変更（ただし、第3類又は第10類の材料からの変更を除く。）」とされており、「えび（第03.06項）」以外の使用材料についてはこの原産地基準を満たすこととなりますが、「えび」が完全生産品でなければこの原産地基準を満たすことにはなりませんので、留意してください。

この経済連携協定の原産地基準は協定ごとに定められていますが、その本質は基本的に共通しており、また、特惠関税制度とも類似した制度となっていますので、参考としてください。

#### 第8問（更正の請求により減少する関税額の計算） 正解率：35%

正解率は35%と低調ですが、計算は正しくできたものの、計算結果をマークシートに転記する際に、解答の頭に「000」をマークしなかったばかりに不正解となった方が5%おられました。本試験ではこのようなことがないように気を付けてください。

誤った解答の中では、「00049000」あるいは「49000」とした方が12%おられましたが、これは、従量税率による関税額は、従量税率の円位以上が3桁の場合は課税標準数量を小数点以下1位まで（それ未満は切捨て）として計算することを理解していなかったものと考えられます。関税額の計算における端数処理の仕方は理屈ではありませんので、しっかり覚えるようにしてください。

#### 第9問（過少申告加算税額の計算） 正解率：6%

この問題は、過少申告加算税の税率が5%となることを除けば、基本的な計算問題であるにもかかわらず、正解率は6%と極めて低調であり、多くの方が過少申告加算税の計算の基本を理解していないことは非常に残念なことです。しっかり復習して理解するようにしてください。

なお、解答を「00704900」あるいは「704900」とされた方が8%おられますが、これらの方は計算の仕方は理解しているものの、税関からの調査通知後であって税関の調査前に行った修正申告により納付すべき関税額（平成29年1月1日以降に法定納期限が到来するもの）については、10%ではなく、5%の過少申告加算税が課されることを失念していたものと考えられます。

#### 第10問（課税価格の計算） 正解率：8%

この問題のポイントは、①本邦で作成されたデザインであっても、当該デザインが使用された物品を無償提供する場合には、当該物品に要する費用の一部として当該デザインに要する費用も加算されること、②無償提供物品の買付手数料は、当該無償提供物品に要する費用の一部として加算されること、③本邦の輸入港到着後の運送費用の額が明らかでないときは、当該運送費用の額を含めたものが加算要素となること、の3点です。

この3点に係る誤りはある程度予想されたところですが、解答をみますとバラバラで、特にこの3点に誤りが集中したということはありませんでした。これは、課税価格の計算全般について理解が進んでいないということでもあり、何が課税価格に算入され、あるいは算入されないかをしっかり理解するように学習してください。

#### 第11問（課税価格の計算） 正解率：13%

この問題のポイントは、複数の取引がある場合は現実に本邦に貨物を到着させることとなる取引が輸入取引となることにあります。これ以外は基本的な要素しか盛り込まれていないにもかかわらず、正解率が13%であるのは意外でした。第10問同様、課税価格の計算全般について理解が進んでいないことが伺われます。

誤った解答の中では、「05750000」あるいは「5750000」と解答された方が7%おられましたが、これは、輸入

取引をする上で必要な保証費用は課税価格に算入されるにもかかわらず、算入しなかったものと思われます。また、上記のポイントを外したと思われる解答が8%ありましたが、このうち7%はこの保証費用についても誤ったものと考えられます。

なお、計算は正しくできたものの、結果をマークシートに転記する際に、解答の頭に「0」をマークしなかったばかりに不正解となった方が2%強おられました。

#### 第12問（課税価格の計算） 正解率 12%

この問題は、輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る国内販売価格により課税価格を計算するもので、基本的な要素しか盛り込まれていないにもかかわらず、極めて低い正解率となりました。

輸入貨物に係る国内販売価格又は輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格により課税価格を計算する問題については、次のポイントは最低限押さえておいてください。

- ・ 国内販売は、特殊関係のない売手と買手の間で行ったものに限る。  
このポイントを知っているだけで、設問2ロ及びニに候補を絞ることができます。
- ・ 同種・類似貨物は、輸入貨物の生産国で生産されたものに限る。  
このポイントを知っていれば、候補が設問2ニのみとなります。
- ・ 輸入貨物に係る国内販売価格が最優先。これがない場合は、同種貨物に係る国内販売価格が類似貨物に係る国内販売価格に優先する。
- ・ 輸入貨物の輸入者が輸入した同種・類似貨物に係る国内販売価格と、当該輸入者以外の輸入者が輸入した同種・類似貨物に係る国内販売価格の双方がある場合は、輸入貨物の輸入者が輸入した同種・類似貨物に係る国内販売価格が優先する。
- ・ 同順位の国内販売価格が二以上ある場合は、販売数量が最大である国内販売価格を採用する。  
このポイントにより、設問2ニの単価16,000円を採用することになります。
- ・ 国内販売価格から、i) 輸入貨物と同類の貨物で輸入されたものの国内販売に係る通常の手数料又は利潤及び一般経費、ii) 国内販売された貨物が輸入港に到着後国内販売するまでの運送関連費用、iii) 国内販売された貨物に係る本邦において課された関税その他の公課を控除する。

なお、解答を「05030000」あるいは「5030000」とした方が3%強おられましたが、これは、国内販売価格に既に含まれている輸出国における輸入貨物の保管費用及び輸入港までの運賃を加算したものと考えられます。国内販売価格には課税価格に算入すべき費用は基本的に含まれていることから、採用する国内販売価格から上記i)～iii)の費用等を控除することが原則ですので、気を付けてください。

#### 第13問（事前照会） 正解率 39%

正しい記述を1つ（又は「0」を）選択する択一式の問題ですが、正しい記述の「2」を選択した方は全体の39%と低調でした。

個別にみますと、「2」を選択した方が39%で最も多かったのですが、誤った記述である「5」を選択した方が19%、「3」が14%、「1」が12%、「0」が9%、「4」が5%とかなりの高率で分散していて、この分野の理解が不十分であることを示しています。事前照会に関しては試験にも頻出しますので、過去の問題等を学習して理解を深めてください。「5」のインターネットを利用して行われた事前照会に対する税関からの電子メールによる回答書が照会に係る貨物の輸入（納税）申告書に添付されていたとしても、当該申告書の審査上尊重されない取扱いとなっています。申告書の審査上尊重されることを望むのであれば、初めから文書による事前照会を行うか、インターネットによる事前照会を文書による事前照会に準じた取扱いに切り替える必要があります。

#### 第14問（関税率表の所属の決定） 正解率：44%

正しい記述は「2」ですが、正解率は44%と低調でした。

本設問は、問題文に掲げられている関税率表第11部注（抜すい）及び関税率表（抜すい）を正確に読めば、選択肢の記述の正誤を判断することが可能であり必ず得点することができます。以下ポイントを示しますので、再確認してみてください

本設問に掲げられている織物の分類は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるもののみからなる織物とみなしてその所属を決定します（関税率表第11部注2(A)）。

選択肢「1」については、人造繊維の長繊維（第54類）（35%）及び人造繊維の短繊維（第55類）（25%）を含みますが、これらは一の類として取り扱われますので、これらの重量の合計は、全重量の60%となり最大重量を占めることとなります（第11部注2(B)(c)）。

選択肢「2」については、羊毛（30%）及び織獣毛（20%）はいずれも第51類に属しますので単一の紡織用繊維とみなされ、これらの重量の合計は全重量の50%となり最大重量を占めることとなります（第11部注2(B)(d)）。

選択肢「3」については、選択肢「1」と同様です。

選択肢「4」については、羊毛（第51類）（50%）と綿（第52類）（50%）の重量がいずれも50%で最大重量を占めるものがないので、数字上の配列において最後の項（第52類）に分類されます（第11部注2(A)）。

選択肢「5」については、選択肢「4」と同様、絹（第50類）（40%）と羊毛（第51類）（40%）の重量がいずれも40%で最大重量を占めるものがないので、数字上の配列において最後の項（第51類）に分類されます（第11部注2(A)）。

#### 第15問（関税率表の所属の決定） 正解率：34%

正解は「0」ですが、正解率は34%と低調でした。

個別にみますと、誤りの「1」を選択された方が11%、「2」が5%、「3」が10%、「4」が29%、「5」が10%となっています。「2」の計器盤用時計は、問題文の中に掲げられている関税率表（抜すい）の第91.04項に明確に記載されていますので、「2」を選択された方は少なかったものと思われます。これに対し、「4」のドライレコーダーを選択された方が約3割おられたことが注目されます。

第87.08項の部分品及び附属品に分類される物品は、バンパー、シートベルト等がありますが、第17部の注2の規定により多くの物品が第87.08項から除かれていることに注意する必要があります。

#### 第16問（課税価格の決定の原則） 正解率：46%

まだ一步、二歩足りませんが、まずまずの正解率と思われます。

この問題は誤った記述を選択するもので、正解は「3」ですが、「3」を正しい記述と考えた方は、課税価格は現実支払価格（現実に支払われた又は支払われるべき価格）が原則で、現実支払価格に含まれない限度で加算要素を加算するものであるということを忘れないようにしてください。

#### 第17問（特惠関税の原産地認定基準） 正解率：19%

正しい記述を1つ（又は「0」を）選択する択一式の問題でしたが、正解の「2」を選択した方は全体の19%とかなりの低率でした。

個別にみますと、誤りの「4」を選択した方が30%、「3」を選択した方が19%強と正解率を超えており、また「5」が13%、「0」が10%、「1」が7%とかなりの高率で分散していて、この分野での理解が不十分であることを示しています。確かに、原産地認定基準は、特に実質加工基準（原則4桁の項の変更）について様々な例外があり、理解するのは大変かもしれませんが、完全生産品に当たるか否かはそれほど難しくはありませんので、

テキストにある 10 のパターンを覚えておけば、十分得点できるものと思われます。「4」の非原産品である小麦から製造されたスパゲッティについては、4 桁の項の変更は伴いますが、自国産の小麦（すなわち完全生産品）からの製造でなければ、原産地認定基準は満たしません。このような例外は、他の農産加工品にも見られます（こんにゃく、マカロニ、パン等のベーカリー製品、ソーセージ等の肉の調整品など）ので、過去の本試験問題等で学習してください。